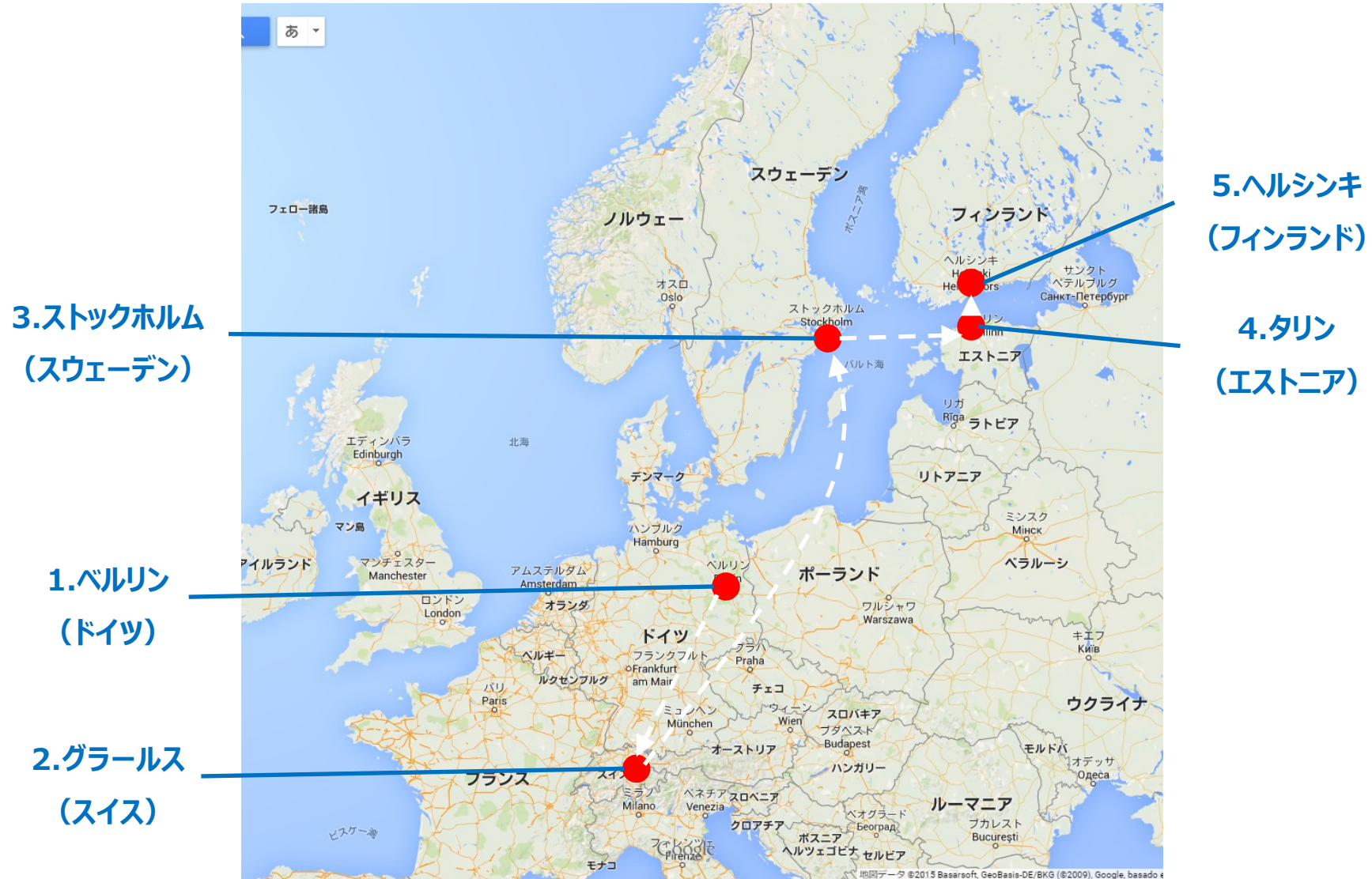


# 視察概要

---

日程	2015年4月29日～5月9日（11日間）
目的	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ヨーロッパの直接民主型政治の視察</li><li>✓ ヨーロッパの電子行政/電子投票の視察</li></ul>
訪問国	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ ドイツ</li><li>✓ スイス</li><li>✓ スウェーデン</li><li>✓ エストニア</li><li>✓ フィンランド</li></ul>

# 歴訪5ヶ国

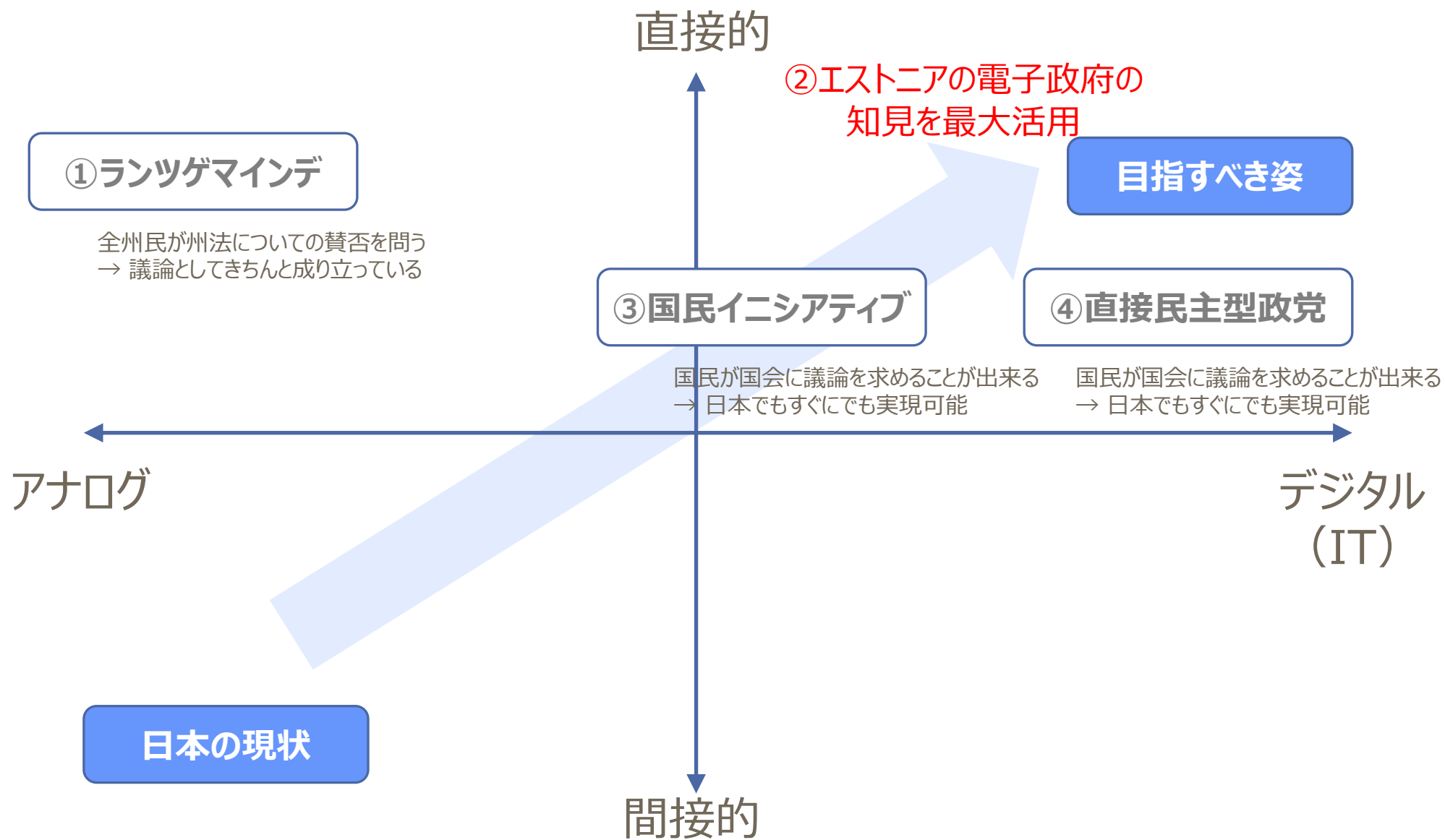


# 視察先の一覧

訪問国	視察先	概要	目次
ドイツ	海賊党ベルリン支部	ドイツ海賊党の現状・具体的な仕組み	④
	海賊党ドイツ連邦本部	ドイツ海賊党の現状・具体的な仕組み	④
	ドイツ連邦議会	ドイツ連邦議会の概要・ドイツ経済状況	⑤
スイス	ランツゲマインデ	州民による全員参加会議	①
	グラールス州政府/議会	ランツゲマインデの概要・意義	①
	元スイス連邦議会議長/議員	スイスの経済状況・ランツゲマインデの位置づけ	⑤
スウェーデン	直接民主党	直接民主党の現状・具体的な仕組み	④
	スウェーデン海賊党	海賊党の成り立ち・ス海賊党の現状・仕組み	④
	VoteIT	VoteIT(投票システム)の概要・仕組み	④
	スウェーデン社会省	スウェーデンの年金/医療/障害者政策	⑤
エストニア	e-エストニアショールーム	エストニア電子行政の概要・デモ	②
	エストニア経済通信省	エストニア電子行政の意義・概要	②
フィンランド	フィンランド法務省	フィンランド国民イニシアティブ制度	③

※上記に追加して各国日本大使館による現地レクチャーあり

# 今回の視察の総括



# 本日の目次

---

①	ランツゲマインデ（青空議会）
②	電子行政・電子投票
③	国民イニシアティブ制度
④	ヨーロッパの直接民主型政党
⑤	その他

---

# ①ランツゲマインデ (青空議会)

# ①ランツゲマインデ（青空議会）



◀  
今年は4~5,000人  
州民が集まった

▶  
一人一人黄色の  
入場券をかざして  
賛否を表明する



◀  
賛成票を投じる  
州民

▶  
中央では議長がおり  
発言者はこの中央台で  
発言をおこなう



# ランツゲマインデ (動画)

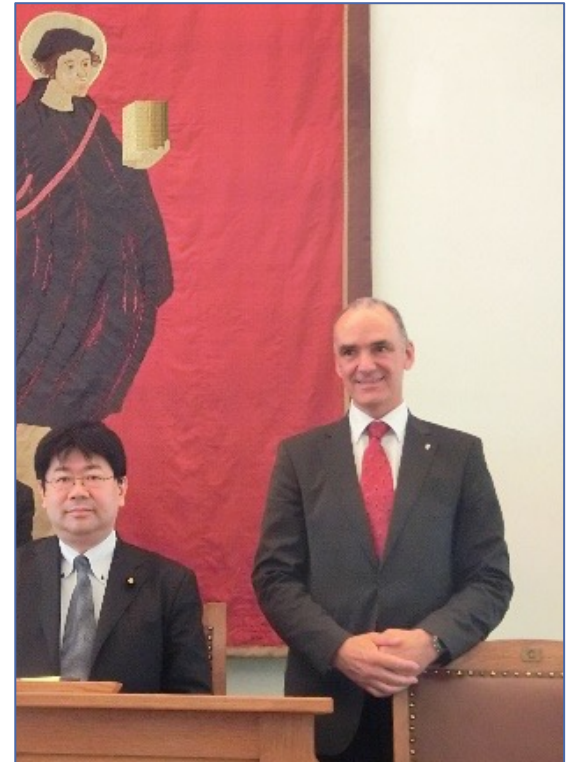


<https://www.youtube.com/watch?v=QejAcT4la1g>



# グラールス州政府/議会

日時	5月5日 9:00～10:30
参加者	Hans Peter Spälti(州議会議長)、Hansjörg Dürst(州官房長)
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ グラールス州概要<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人口4万人、プロテスタント・カトリック各4割、ドイツ語圏</li><li>・ チューリッヒから特急で1時間程度の田舎町</li></ul></li><li>■ ランツゲマインデ概要<ul style="list-style-type: none"><li>・ 1386年から続く、基本的には年1回のイベント</li><li>・ 現在は2州のみ現存（討論があるのはグラールスのみ）</li><li>・ 全州民があつまり、州法についての賛否を問う 決定は議会の決定を上回る</li><li>・ 自分の意見が他人にわかるが、それを気にする人はいない</li><li>・ ポピュリズムであるとの批判は無いのか？ →ポピュリズムであることの何が問題なのか</li><li>・ 5万人ぐらいまでであれば実施可能だが、それ以上は難しい</li><li>・ 電磁式投票への移行も検討している</li></ul></li><li>■ フロー<ul style="list-style-type: none"><li>・ 議案は1人でも提出可能だが10人の議員の同意が必要</li><li>・ 1ヶ月前に入場券（黄色い紙）と議案が配られる</li><li>・ 希望者は当日申請をすることで発言可能</li></ul></li></ul>



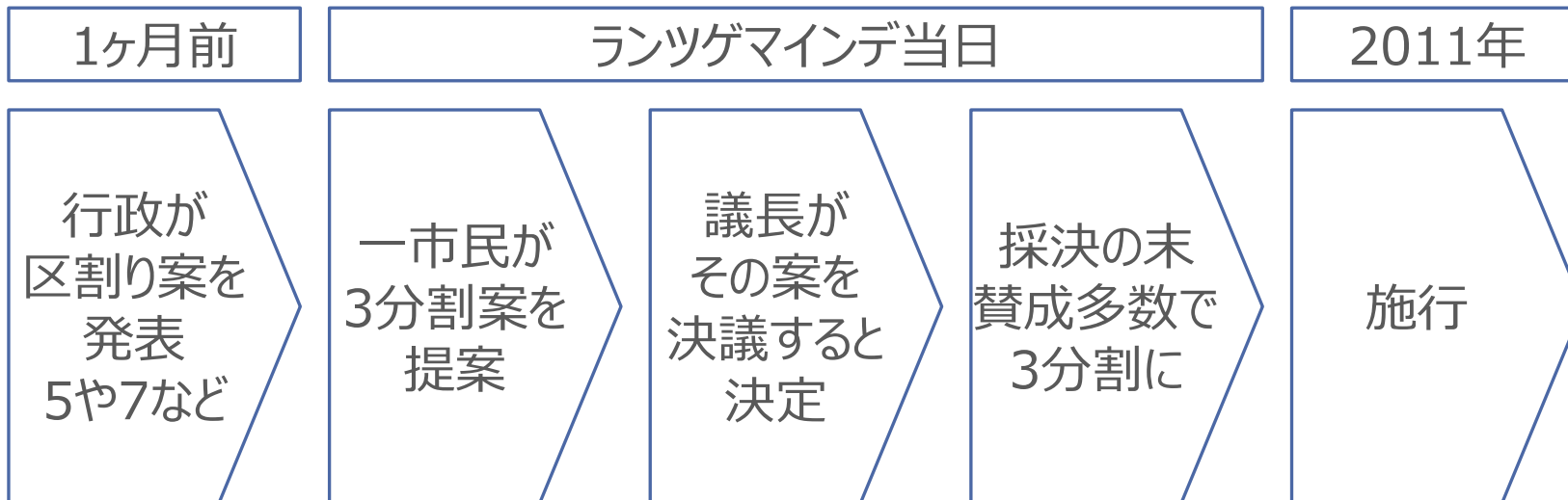
# ランツゲマインデ 2015年の次第

- 1 開会
- 2 2016年の税率決定
- 3 容積率の廃止について  
→賛否が拮抗し、通常は議場にいない州議員が議場にあがり賛否をカウント
- 4 税法改正
- 5 フーリガン協定の改正
- 6 連邦健康保険法実施法
- 7 公的社会扶助法改正
- 8 グラールス州銀行法改正  
→州立銀行の配当を増やすべきか否か【可決】
- 9 学校教育法改正
- 10 財政効率分析：州の権限における措置の実施について
- 11 連邦森林法実施法改正  
→森林の奥地への車での進入を認めるか否か【否決】
- 12 重要ではないと見なされた発議について

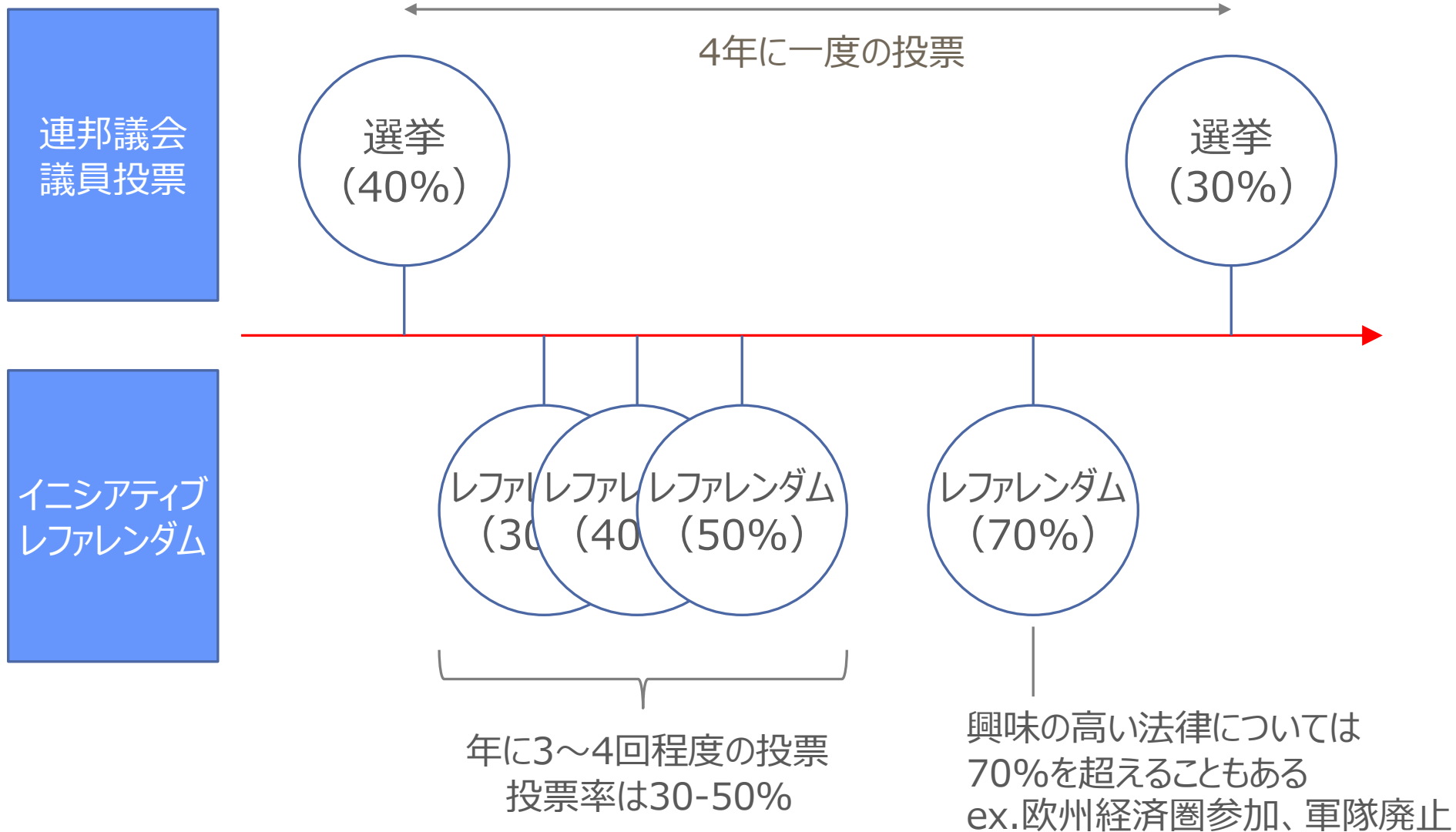
# 過去の市区町村合併

2010年  
の議題

【グラールス州内の市町村合併】  
グラールス州には25の市町村があったが、日本の市町村合併のような流れの中で、いくつかに集約することが、ランツゲマインデで決議がかけられた



# スイスの政治への国民参加（イメージ）



---

## ②電子行政・電子投票

# エストニア経済通信省

日時

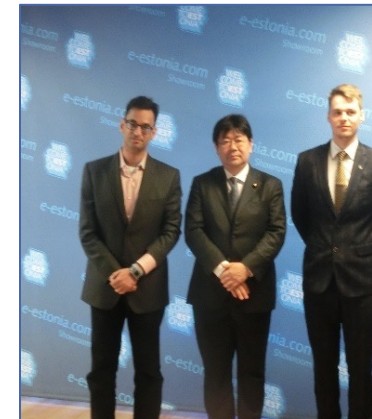
5月7日11:30～

参加者

Aet Rahe（経済通信省 国家情報システム局長）、他2名

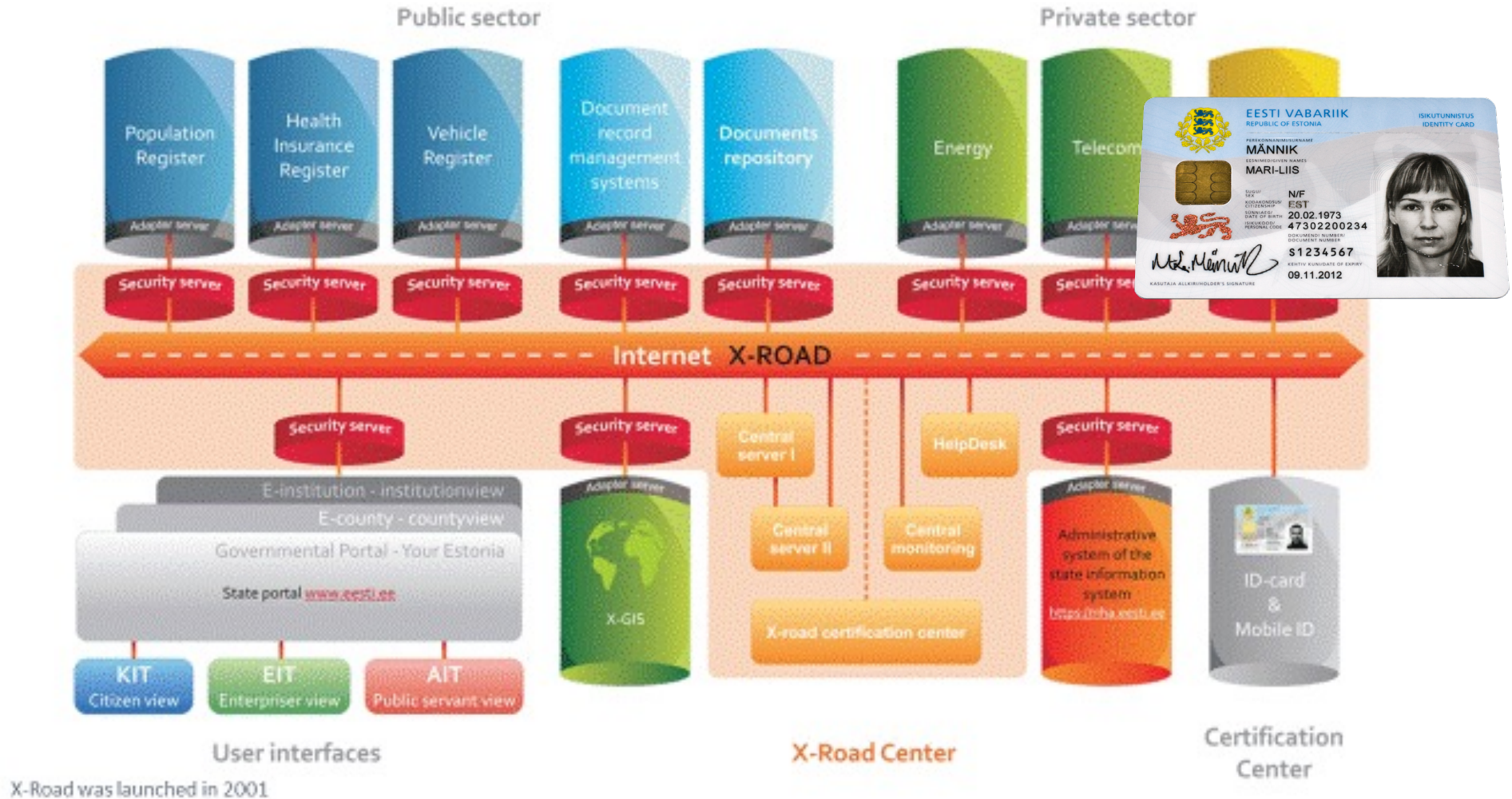
概要

- 電子政府
  - ・ オンラインで出来ないのは結婚/離婚/口座開設/土地売買
  - ・ インターネットを使うということは市民の社会的な権利
- 電子投票について
  - ・ 男女や年齢による利用率の差はほぼない。紙7：電子3（55歳以上の層が電子投票一番利用している）
  - ・ 政府に対する信頼とITに対する理解度を高めてIT投票まで行き着いた。いきなりは無理である
  - ・ 高齢者のニーズが高いサービスから順に提供した民間を含め、教育はだいぶ行った。仕組み構築にも55歳以上の女性を必ず入れた
  - ・ 不正防止の為に、何回も投票でき、最後の票が有効票
  - ・ 国際的な監視団も受入れている
- 日本について
  - ・ 人口が多い日本でもMYナンバーさえきちんと整えば実現可能
  - ・ 日本はフィンランドに次いで、エストニアの電子政府の仕組みについての研究している

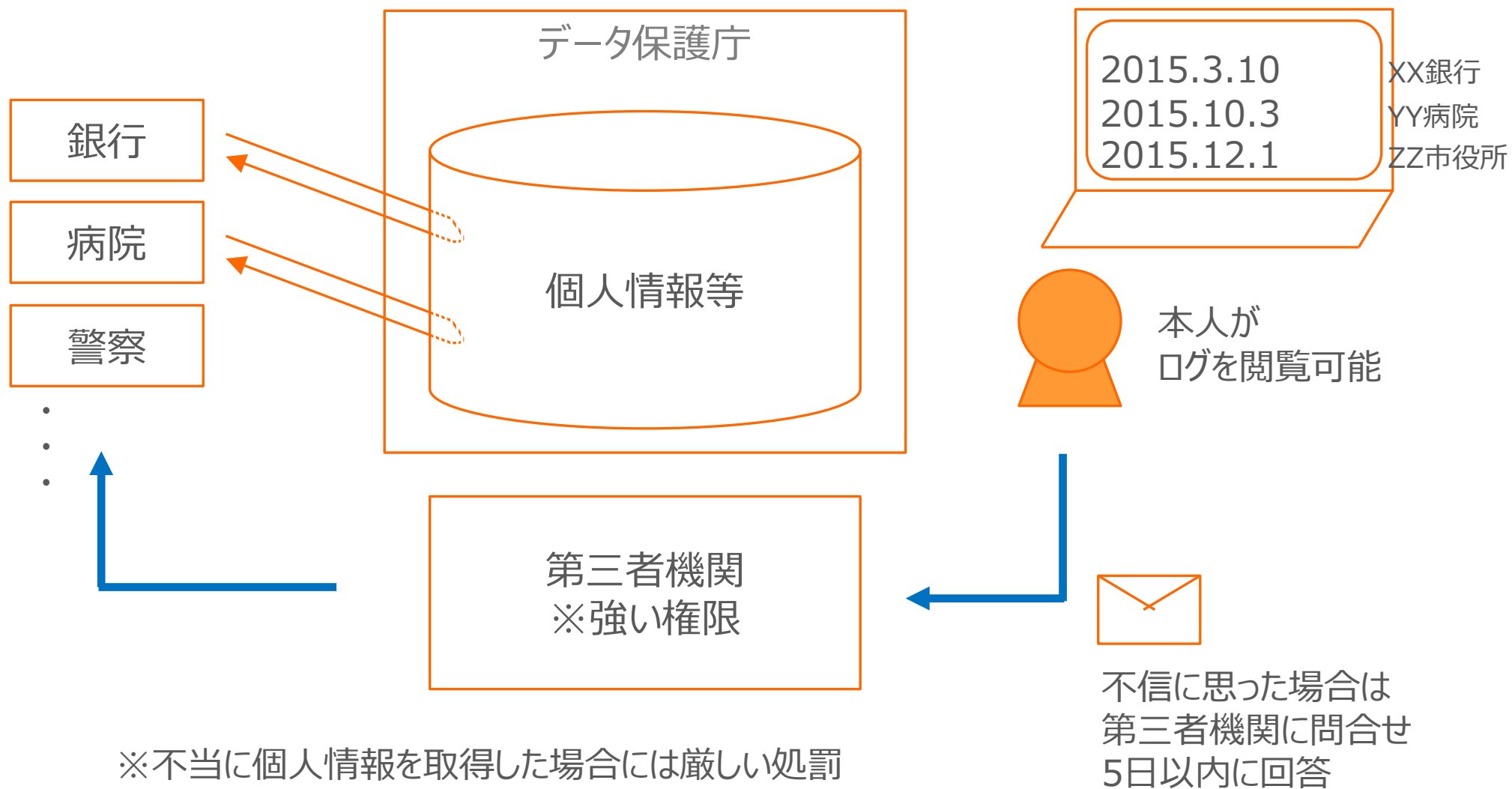


# エストニアの電子政府の仕組み

本人認証、電子カルテ、電子投票、電子税務署、会社設立・・・3,300のサービスを展開



# 電子ログの仕組み





# 電子投票の流れ（動画）



## 投票の流れ

1. アプリケーションを立上げ
2. ログイン方法を選択（カードorモバイル）
3. PCに登録されている中から自分を選択
4. PINコード1入力
5. ログイン確認
6. 投票したい人を選択
7. 投票した人を再確認
8. PINコード2を入力
9. 終了

<https://www.youtube.com/watch?v=6FzMD-c8Z88>

---

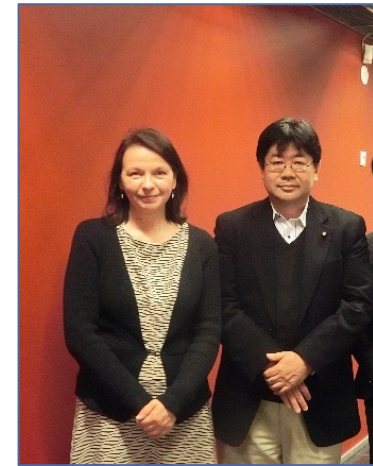
## ③国民イニシアティブ制度

# 政治への国民参加の仕組みとは

	定義	スイスの事例(連邦レベル)
イニシアティブ (国民/市民発案)	有権者が法律等の 制定・改廃を 直接請求する制度	有権者10万人(約2%)以上で実施 (憲法改正の発議可能)
レファレンダム (国民/市民投票)	法律案等の可否を 有権者による 投票で決定する制度	有権者5万人(約1%)以上で実施 (議会決定の取消しが可能) 年4回程度

# フィンランド法務省

日時	5月8日10:00～
参加者	Johanna Suurpää(民主・言語・基本的人権課長)、他1名
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 国民イニシアティブ制度<ul style="list-style-type: none"><li>• 2012年3月に憲法改正</li><li>• 請求の対象は国内法（予算/条例等は対象外）</li><li>• 投票権をもつ国民5万人(約1%相当)の署名が必要</li><li>• 代表者2名が6ヶ月以内に署名を集める</li><li>• 署名は紙でもオンラインでも可能</li><li>• 出来たばかりの制度でサイト上に現在351件（年間150件程度）</li><li>• 国会提出5件のうち、1件（同性婚制度）成立残り審議中</li><li>• オンラインかつ無料で行える国は珍しい（オンラインでの投票は全体の8-9割）</li><li>• 導入時にはインセンティブが成立しても国会で否決されたり、乱発することが懸念されたが、現時点ではそれはない</li></ul></li><li>■ その他<ul style="list-style-type: none"><li>• 政府のサイトでの認証に銀行の認証でログインできる</li><li>• 投票率は約70%で若者を中心に低下している</li></ul></li></ul>



# フィンランドの国民発案サイト（法務省運営）

若者向けのイニシアティブ投票サイト▶

▼ 過去に発案され、5万以上の署名が集まった一覧

DEMOKRATIA.FI KANSALAISALOITE.FI KUNTALAISALOITE.FI LAUSUNTOPALVELU.FI NUORTENIDEAT.FI OTAKANTA.FI VAALIT.FI YHDENVERTAISUUS.FI

Kirjaudu

På svenska | Tekstin koko: A A A

Etusivu Selaa kansalaisaloitteita Tee kansalaisaloite Ohjeet Tiedotteet

Selaa kansalaisaloitteita ?

Näytä	Alkamassa	Käynnissä	Päättyneet	Toimitettu eduskuntaan	Kaikki
	0	52	306	5	363

Järjestä Uusin ensin Vanhin ensin Kannatusilmoituksia eniten vähiten

19.3.2013	Kansalaisaloite tasa-arvoisesta avioliittolaista Suomen nykyinen lainsäädäntö asettaa ihmiset eriarvoiseen asemaan. Vain nainen ja mies voivat avioitua keskenään. Rekisteröidyssä parisuhteessa olevilla pareilla on samat velvollisuudet muttei samoja oikeuksia. Tasa-arvoinen avioliittolaki takaisi jokaiselle oikeuden mennä avioliittoon riippumatta puolison sukupuolesta. Näin kaikki parit olisivat lain edessä yhdenvertaisia. Lähetetty eduskuntaan 13.12.2013	166 851 joista Kansalaisaloite.fi:ssä 156 234
17.8.2013	RATTU Lähetet	62 835 joista Kansalaisaloite.fi:ssä 61 930
4.3.2013	Ruotsi Lähetet	62 158 joista Kansalaisaloite.fi:ssä 32 552
11.4.2013	Energialuovistusten muuttaminen Lähetetty eduskuntaan 25.3.2014	62 211 joista Kansalaisaloite.fi:ssä 31 652
23.1.2013	Järkeä tekijänoikeuslakiin Lähetetty eduskuntaan 26.11.2013	51 974 joista Kansalaisaloite.fi:ssä 50 025

↑ 昨年17万人の署名が集まった  
【同性婚について認める法律】  
国会審議の末、実際に法制化

DEMOKRATIA.FI KANSALAISALOITE.FI KUNTALAISALOITE.FI LAUSUNTOPALVELU.FI NUORTENIDEAT.FI OTAKANTA.FI VAALIT.FI YHDENVERTAI

På svenska Kirjaudu sisään Rekisteröidy

Hae ideaa

Etusivu Ideat Organisaatiot Tietoa palvelusta

Ideoi

NUORTENIDEAT.FI

Nuortenideat.fi on valtakunnallinen nuorten vaikuttamispalvelu, jonka avulla nuoret voivat helposti osallistua ja vaikuttaa asioihin. Palveluun voi tulla mukaan kuntia, kouluja, järjestöjä ja nuorten vaikuttajaryhmiä, joiden yhteyshenkilöt toimivat nuorten tukena ideoiden eteenpäin viemisessä.

Ensimmäisen version pilotointi käynnistyi tammikuussa ja palvelu on kokonaan valmis keväällä 2015. Toivomme, että myös sinä olet mukana: Ideoi, kannata ja kommentoi!

Idean kirjoittaminen edellyttää sisäänkirjautumista.

Rekisteröidy Kirjoita idea

AJANKOHTAISTA | Näytä kaikki

- 27.04.2015 Tiedote: Nuorten mielipiteet kuuluvilla uuden palvelun avulla
- 23.04.2015 Nuortenideat.fi-uutiskirje 4/2015
- 23.03.2015 Uuden organisaation avautuminen

SUOSITUIMMAT AIHEET

- #Harrastukset #Koulu #Kulttuuri
- #Liikenne #Vapaa-aika #Ympäristö

Uusimmat Suosituimmat Hae ideoita

Koko Suomi Tuntumat

Mopot kulkemaan 60km/h 18.05.2015

Mopon/mopoauton nopeus 65km/h 18.05.2015

Hollolan kun. / nuorisopalvelut Bussiliikenteen laajentaminen 18.05.2015

Hollolan monttu parempaan kuntoon 13.05.2015

Hollolan kunta / nuorisopalvelut Tuusi jäähalli 06.05.2015

Mäntsälän kunnan nuorisopalvelut Graffiti seinän kunnostus 06.05.2015

# 課題発議に関する他欧州諸国の憲法規定

表1 課題発案に関する欧州各国の憲法規定

国名	規定
イタリア	第71条第2項 国民は、少なくとも5万人の選挙権者による条文に起草された草案の提出により、法律を発案することができる。
オーストリア	第41条第2項 10万人の投票権者または3州の投票権者のそれぞれ6分の1によってなされた各発議（国民請願）は、審議のために、連邦選挙庁により国民議会に提出されるものとする。…国民請願は、連邦法律によって規律されるべき事項に関するものでなければならず、法律案の形式で提出されなければならない。 第3項 国民請願の手続に関する詳細は、連邦法律によって定める。
スペイン	第87条第3項 議院提出の法律案の提案を求める、国民発案の方法および要件については、組織法でこれを定める。国民発案には、最低50万名以上の正式な署名を必要とする。ただし、組織法、税制、国際関係および恩赦権に関するものは、これを認めない。
ポーランド	第118条第2項 立法発議権はまた、国会への選挙権をもつ少なくとも10万名の市民のグループにも属する。この件についての手続は、法律がこれを定める。 第3項 提案者は、国会に法律案を提出するさい、その執行の財政的効果を提示する。

(出典) 阿部照哉・畑博行編『世界の憲法集(第4版)』有信堂高文社, 2009, pp.27, 112, 207, 463 を基に筆者作成(条文は、本稿の表記に合わせ一部修正)

(国立国会図書館資料より)

この他にも欧州各国で同様の制度あり。

世界でも国政レベルで約50ヶ国で採用。

欧州委員会でも採用中

# 日本における状況

国会

(特になし)

各自治体

## 地方自治法 第十二条

日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を請求する権利を有する。

2%の有権者の署名により条例の制定/改廃の請求が可能

→ 行政が条例化し、地方議会に議決（20日以内）

→ 直近3年間で41件事例有り（1件可決、1件修正可決）

→ 議員等の定数に関するもの【可決】（長崎県長与町）

→ 東京都の小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線計画について住民の意思を問う住民投票条例の制定について【修正可決】（東京都小平市）

---

## ④ヨーロッパの直接民主型政党



# スウェーデン海賊党

日時

5月6日水曜日10:00～

参加者

Rick Falkvinge（海賊党創設者）、Elin Andersson（3代目党首）、他2名

概要

## ■ 海賊党の成り立ち・現状

- 2008年にACTA法（著作権強化法）に反対する組織として立上げ、翌2009年には欧州議会に2名議員を輩出
- 「インターネットは基本的人権」と位置づけ、基本の方針は世界の海賊党で共通している
- 世界で約70の海賊党があり、アイスランドでは33%の支持率

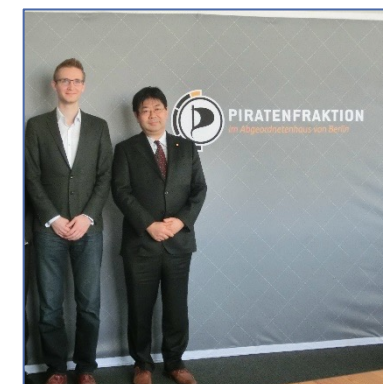
## ■ スウェーデン海賊党概要

- 議会への投票ではなく、党運営で直接民主主義を活用
- 党員は最大5万人いたが現在は7,000人
- ドイツ海賊党のような液体民主主義は取り入れていない（興味自体は持っている）
- 投票テーマはアルコール販売を国の専売とするか、国によるネット監視、環境問題についてなど
- 活動費は国からの補助や会費ではなく、献金でまかなっている
- 党員間の議論やコミュニケーションはFBとHPを用いている
- 投票自体は党のHPを用いて行っている



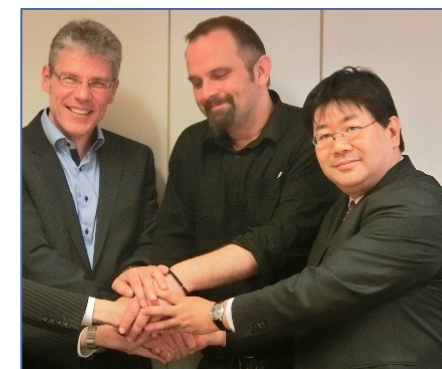
# 海賊党ベルリン支部

日時	4月30日10:00～
参加者	Heiko Herberg（海賊党ベルリン支部院内事務局長）
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ベルリンの状況<ul style="list-style-type: none"><li>政治不信と若者の投票率の低下などの問題は一緒</li><li>既存政党の党員数も減っており、個人が政策立案する傾向</li></ul></li><li>■ベルリン海賊党について<ul style="list-style-type: none"><li>ベルリン州議会議員1名</li><li>将来の主要な要素は直接民主主義、学校・警察などの通常業務は間接民主主義で対応するのが良いのではないか</li><li>会の運営（例えば、海賊党で出す広告）についても、インターネット上の仕組みを使って党員と議論している</li><li>「液体フィードバック」システムというものがあり、市民や党員から上がってきた議論をまとめ、落としどころを提案する → 中庸におとしこむようにしている</li><li>現在は勢力が伸びていないため、左派党、緑の党とあわせて直接民主主義の導入ができるかを調整中</li><li>小さな調整事項であっても、身近な問題は積極的に取り上げている（住民の受容性を高めるため）</li></ul></li></ul>



# 海賊党ドイツ連邦本部

日時	4月30日14:00～
参加者	STEFAN KORNER（党首）、Kristos Thingilouthis（党事務局長）
概要	<ul style="list-style-type: none"><li>■ドイツ連邦海賊党概要<ul style="list-style-type: none"><li>・発祥はスウェーデンだが、4年前ACTA（著作権強化）法の反対機運に乗じて、議席数をかなり伸ばした。</li><li>・ただ、今は欧州議会1名、連邦議会0名、州レベル40名程度</li><li>・党員約2.5万人（議案への投票率は10-12%）</li><li>・現在、海賊党に対する国民の関心は低く インターネットの自由、透明性確保といった本来テーマを重視 → 当局のネット監視法反対、メルケル首相盗聴事件など</li></ul></li><li>■実際の仕組み【液体民主主義】<ul style="list-style-type: none"><li>・Limeサーベイで、市民から広く意見を集める（テスト投票）</li><li>・具体的な選択肢を提示する（液体フォードバック）</li><li>・ベオの中で、賛否についての党員投票を行う</li><li>・「委任」という仕組みがあり、自分の票を投票案件ごとに指定した他人に預けることが可能（一部の人に委任票が集まりすぎるという問題も発生している）</li></ul></li></ul>



# スウェーデン直接民主党

日時

5月5日火曜日 10:00

参加者

Jennifer Black（スポークスマン）、Thomas Larsson（広報）、他1名

概要

## ■スウェーデン直接民主党の歴史と概要

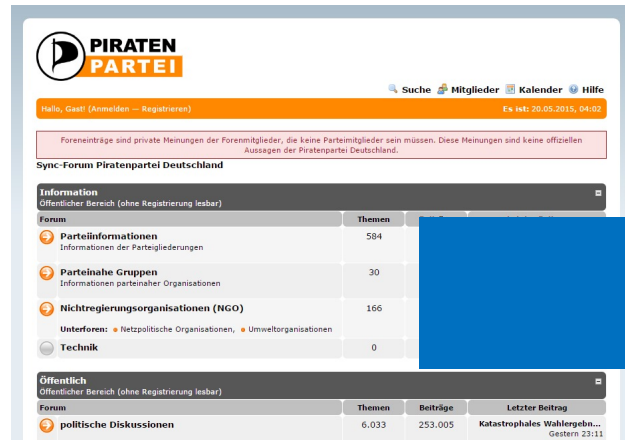
- 1992年に起源となる直接民主党が設立。2014年に姉妹政党のDemoXとAktiv Demokratiと合併し今の形に
- 学校の授業の中で、政治の話を口頭で議論するよりも、文章でやりとりした方が良かったことをヒントに設立  
→ 今のFBでのコミュニケーションなどに引き継がれている
- 過去に1議席8年を市議会で獲得、現状は議員ゼロ
- 特に代表を置かずフラットな組織を置いている

## ■党の仕組み

- 海賊党と違い、自らの政策を持たず、法案ごとの賛否  
党員の賛否を割合投票で反映する仕組み  
→ 最終的な目標は議会を無くすこと
- 党で議論している内容は全て党員には公開
- ガバメントー国民（GOV-FOLKE）というシステムを運用  
→ 政府のIDカードでログインすることができ、本人確認を実施



# ドイツ海賊党の仕組み



↑ 議会へ意思表示

海賊党

## ① Limeサーベイ

- ・市民から論点募集
- ・それに対する議論
- ・仮投票

## ② 液体フィードバック

- ・議論をうけた  
選択肢の提示
- ・考慮期間

## ③ 本投票

- ・新しい選択肢に対して  
意思表示

市民

黨員

---

## ⑤ その他

## その他の指摘事項

---

ドイツの好景気や財政健全化に対する真の理由

オープンなドイツ連邦議会（写真あり）

全議員が参加するのが年数回のドイツ連邦議会

スイスから見たときの日本の原発に対する見方

スイスの低投票率と北欧の高投票率

北欧の意外に手薄い年金制度と医療の犠牲面

北欧の女性閣僚・議員・行政職員の多さ

ヨーロッパの政府に対する信頼度の高さ

ヨーロッパの人権に対する意識と移民の現状

完全比例代表制のメリット・デメリット

# オープンなドイツ連邦議会



◀  
道から丸見えの  
ドイツ議員会館

▶  
上からも丸見えの  
ドイツ連邦議会

